

(別紙２) 物件調書

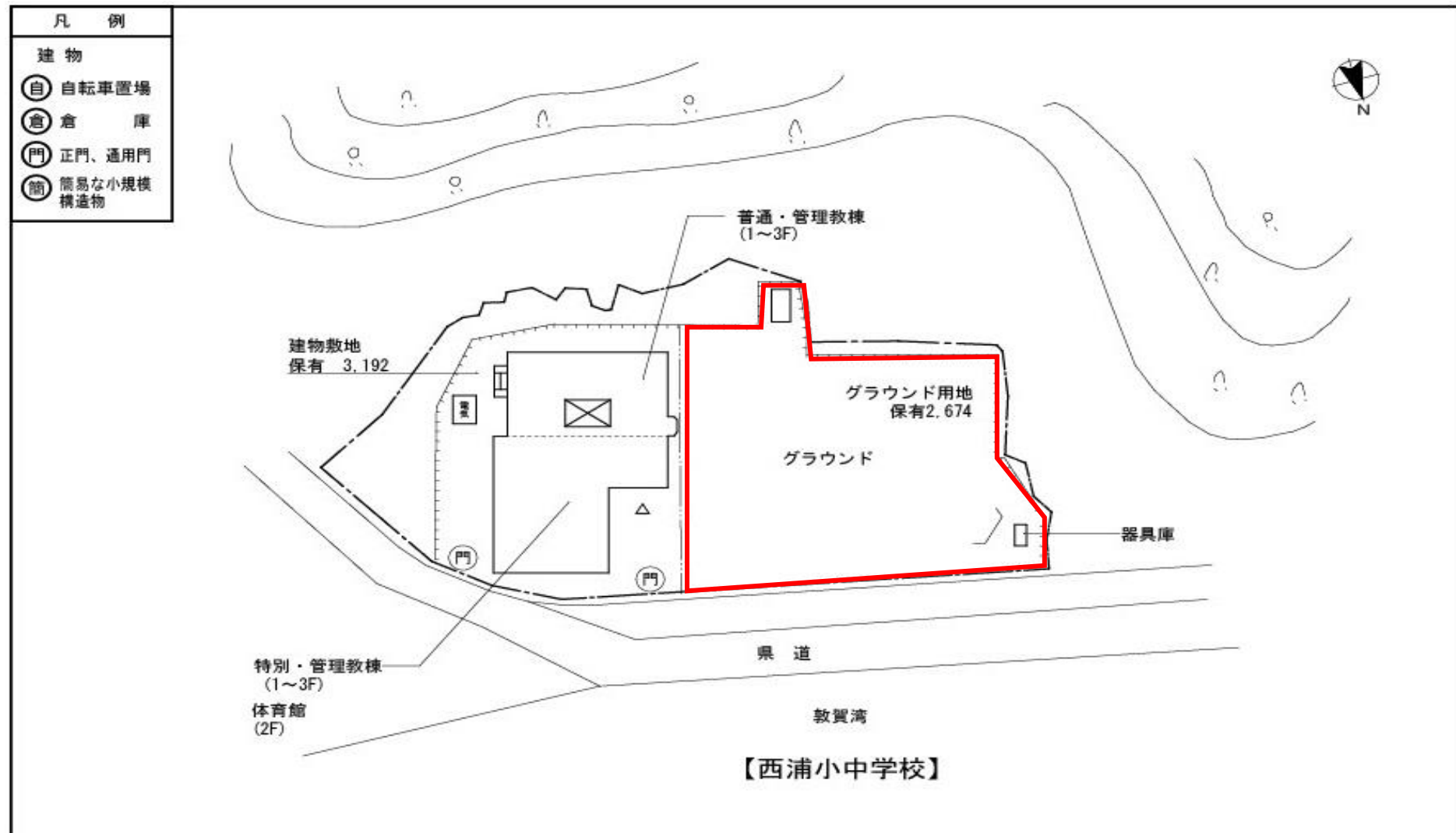
公募対象地１「旧西浦小中学校グラウンド」

項 目		内 容	備 考
名 称		旧西浦小中学校グラウンド	
住 所		敦賀市色浜 33 号 1 番 2	
所有者・管理者		敦賀市	
面 積		2,674 ㎡の一部（提案を募集する範囲は平面図に示すとおり）	
地 目		宅地	
現 況		西浦小中学校（廃校）の敷地、グラウンドとして整地済み	
眺 望		無人島（水島）を臨む絶好のロケーション	
	夕日	西には山があり東に向かって開けているので夕日を見ることができない。	
抵当権設定		なし	
建築物		あり	現地確認要
工作物		あり	現地確認要
接 道		県道竹波立石縄間線	車道 7 m 側溝 0.6 m 歩道 2 m
供給設備	上水	あり（旧西浦小中学校内）	
	下水	なし	
	電気	あり（旧西浦小中学校内）	
アクセス		敦賀駅から約 14.1 km 自動車約 23 分 敦賀 IC から約 15.7 km 約 26 分	
法令による 主な制限		・若狭湾国定公園第 2 種特別区域 ・土砂災害危険区域内（グラウンドの一部） ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境			
その他留意事項		旧西浦小中学校が災害時の指定避難所、放射線防護対策施設および選挙の投票所であるため機能維持が必要	

【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「旧西浦小中学校グラウンド」 平面図

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「旧西浦小中学校グラウンド」全景写真



旧西浦小中学校前の敦賀湾に浮かぶ水島



(別紙２) 物件調書

公募対象地２「旧常宮小学校グラウンド」

項 目		内 容	備 考
名 称		旧常宮小学校グラウンド	
住 所		敦賀市常宮 13 号 25 番地	
所有者・管理者		敦賀市	
面 積		1,665 m ² の一部（提案を募集する範囲は平面図に示すとおり）	
地 目		宅地	
現 況		常宮小学校（廃校）の敷地、グラウンドとして整地済み	
眺 望		海に面した静かな立地	
	夕日	西には山があり東に向かって開けているので夕日を見ることができない。	
抵当権設定		なし	
建築物		あり	現地確認要
工作物		あり	現地確認要
接 道		県道竹波立石縄間線	道路幅 6.4 m
供給設備	上水	あり（旧常宮小学校内）	
	下水	なし	
	電気	あり（旧常宮小学校内）	
アクセス		敦賀駅から約 8.7 km 自動車約 16 分 敦賀 IC から約 10.0 km 約 19 分	
法令による 主な制限		・若狭湾国定公園第 2 種特別区域 ・砂防指定区域（グラウンドの一部） ・港湾隣接地域 ・海岸保全区域 ・土砂災害危険区域内（グラウンドの一部） ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境			
その他留意事項		旧常宮小学校が災害時の指定避難所、放射線防護対策施設および選挙の投票所であるため機能維持が必要	

【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「旧常宮小学校グラウンド」平面図

- ・提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「旧常宮小学校グラウンド」 全景写真



旧常宮小学校前の敦賀湾の風景



(別紙２) 物件調書

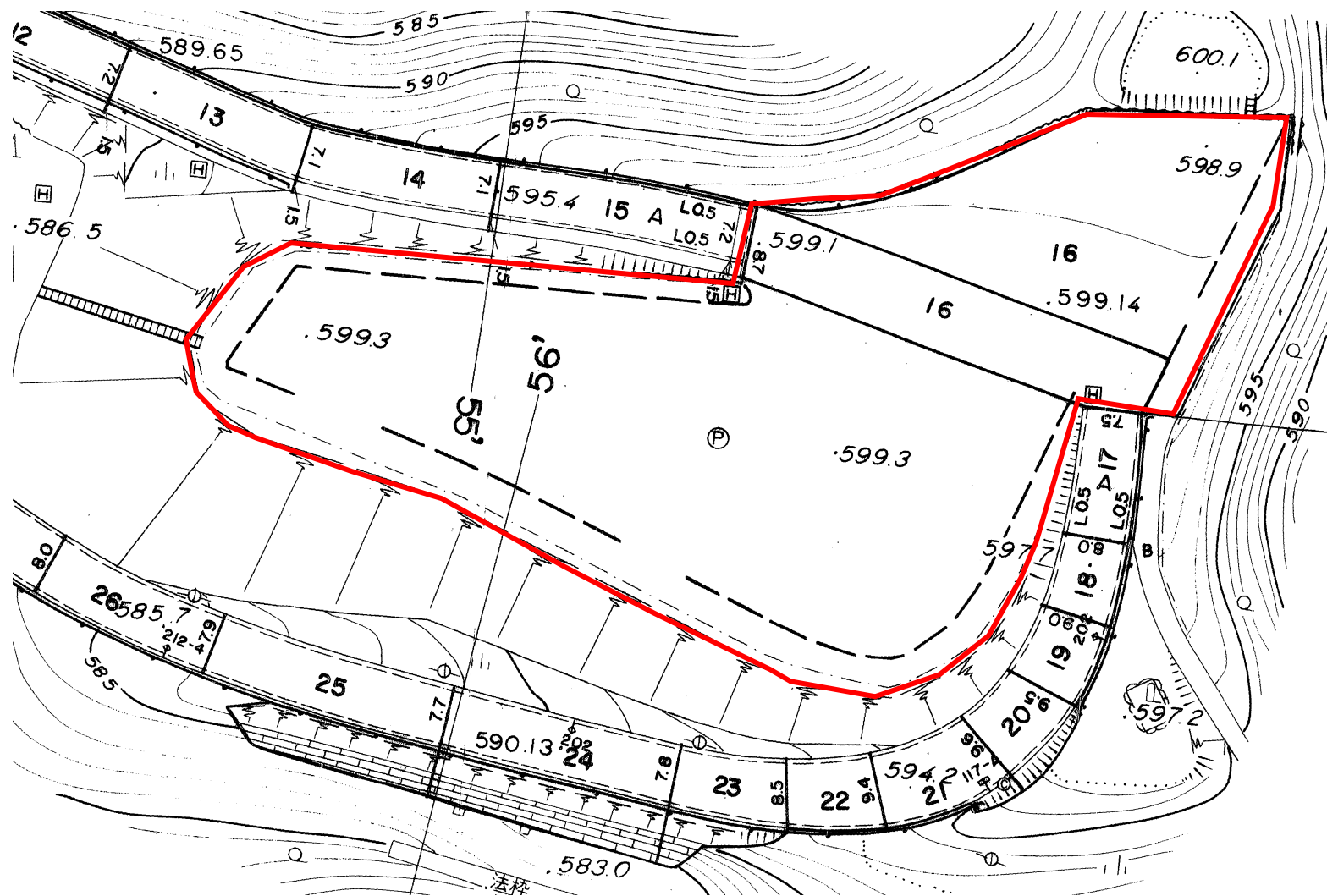
公募対象地３「エンゼルライン 第１展望スペース」

項 目		内 容	備 考
名 称		エンゼルライン 第１展望スペース	
住 所		小浜市堅海（県道泊小浜停車場線エンゼルライン第１展望スペース）	
所有者・管理者		福井県（県道泊小浜停車場線道路区域内）	
面 積		約 5,000 ㎡（提案を募集する範囲は平面図に示すとおり）	
現 況		・住民や観光客が自由に利用できる公共的な展望スペースとして利用されている。 ・標高 600m 程度に位置し、周囲を遮るものがなく 360 度の眺望を楽しめる。	
眺 望		西には小浜市内や青戸大橋、青葉山、東にはリアス式海岸が織りなす若狭湾独特の風景が広がる。	
	夕日	朝日や海に沈む夕日を楽しむことができる。	
建築物		なし	
工作物		・ベンチ、休憩施設、案内看板、アスファルト舗装、道路街灯、安全柵など ・展望スペースの北側の端に地下埋設型の貯水タンクあり	
接 道		・県道泊小浜停車場線のエンゼルライン区間に面する。 ・エンゼルライン区間は下記の期間を通行止めとしている。 ・毎日 19 時から翌朝 7 時まで全車両通行止め ・11 月 30 日 19 時から 4 月 1 日 7 時まで冬期間通行止め	
供給設備	上水	水道施設なし（水道管延伸 約 9.5km、中継ポンプ場の整備が必要ことから、延伸以外の方法を検討する必要あり）	
	下水	合併浄化槽の設置が必要	
	電気	関西電力の電気が供給されている。	
アクセス		JR 小浜線 小浜駅から自動車で 40 分 舞鶴若狭道 小浜 IC から 40 分	
法令による主な制限		・若狭湾国定公園第２種特別区域 ・県道泊小浜停車場線道路区域 ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境		・第１駐車場付近は標高 600m 程度であり、風、積雪等の自然条件が平野部とは異なる。 ・エンゼルラインは山間部の道路であり、豪雨による土砂崩れなど、あらかじめ予想が困難な自然現象が発生することもある。	
その他留意事項			

【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「エンゼルライン 第1展望スペース」平面図

- ・提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「エンゼルライン 第1展望スペース」の全景写真

公募対象地の位置は赤丸付近



エンゼルライン 第1展望スペースからの小浜市内の眺望



(別紙２) 物件調書

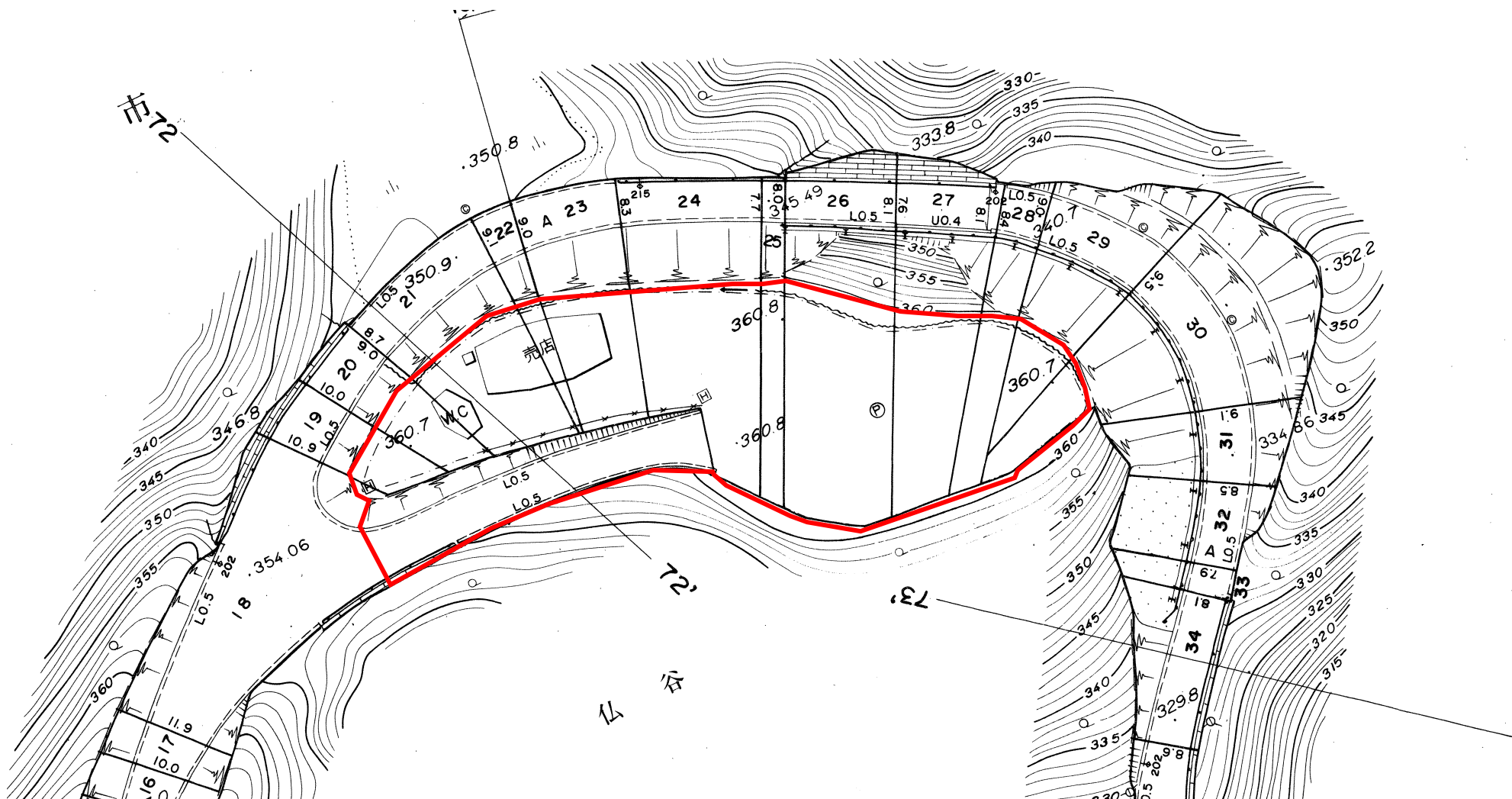
公募対象地４「エンゼルライン 第２展望スペース」

項 目		内 容	備 考
名 称		エンゼルライン 第２展望スペース	
住 所		小浜市泊（県道泊小浜停車場線エンゼルライン第２展望スペース）	
所有者・管理者		福井県（県道泊小浜停車場線道路区域内）	
面 積		約 3,000 ㎡（提案を募集する範囲は平面図に示すとおり）	
現 況		・住民や観光客が自由に利用できる公共的な展望スペースとして利用されている。 ・内外海半島 久須夜岳中腹の周囲より小高い場所にあり見晴らしがよい。	
眺 望		・西には青戸大橋、青葉山、東にはリアス式海岸が織りなす若狭湾独特の風景が広がる。 ・隣接地の雑木林により小浜市街は見えない。	
	夕日	朝日や海に沈む夕日を見ることができる。	
建築物		なし	
工作物		・アスファルト舗装、安全柵、案内看板 等 ・西側や北側にテレビ局などのアンテナや通信用の電柱などがあり ・従前の公衆トイレの浄化槽などの埋設物が残っている可能性あり	
接 道		・県道泊小浜停車場線のエンゼルライン区間に面する。 ・エンゼルライン区間は下記の期間を通行止としている。 ・毎日１９時から翌朝７時まで全車両通行止 ・１１月３０日１９時から４月１日７時まで冬期間通行止	
供給設備	上水	水道施設なし（水道管延伸 約 9.5km、中継ポンプ場の整備が必要なことから、延伸以外の方法を検討する必要あり）	
	下水	合併浄化槽の設置が必要	
	電気	電柱、電線あり	
アクセス		JR小浜線 小浜駅から自動車で３０分 舞鶴若狭道 小浜ＩＣから３０分	
法令による主な制限		・若狭湾国定公園第２種特別区域 ・県道泊小浜停車場線道路区域 ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境			
その他留意事項			

【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「エンゼルライン 第2展望スペース」平面図

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「エンゼルライン 第2展望スペース」 全景写真



エンゼルライン 第2展望スペースから若狭湾を望む眺望



(別紙２) 物件調書

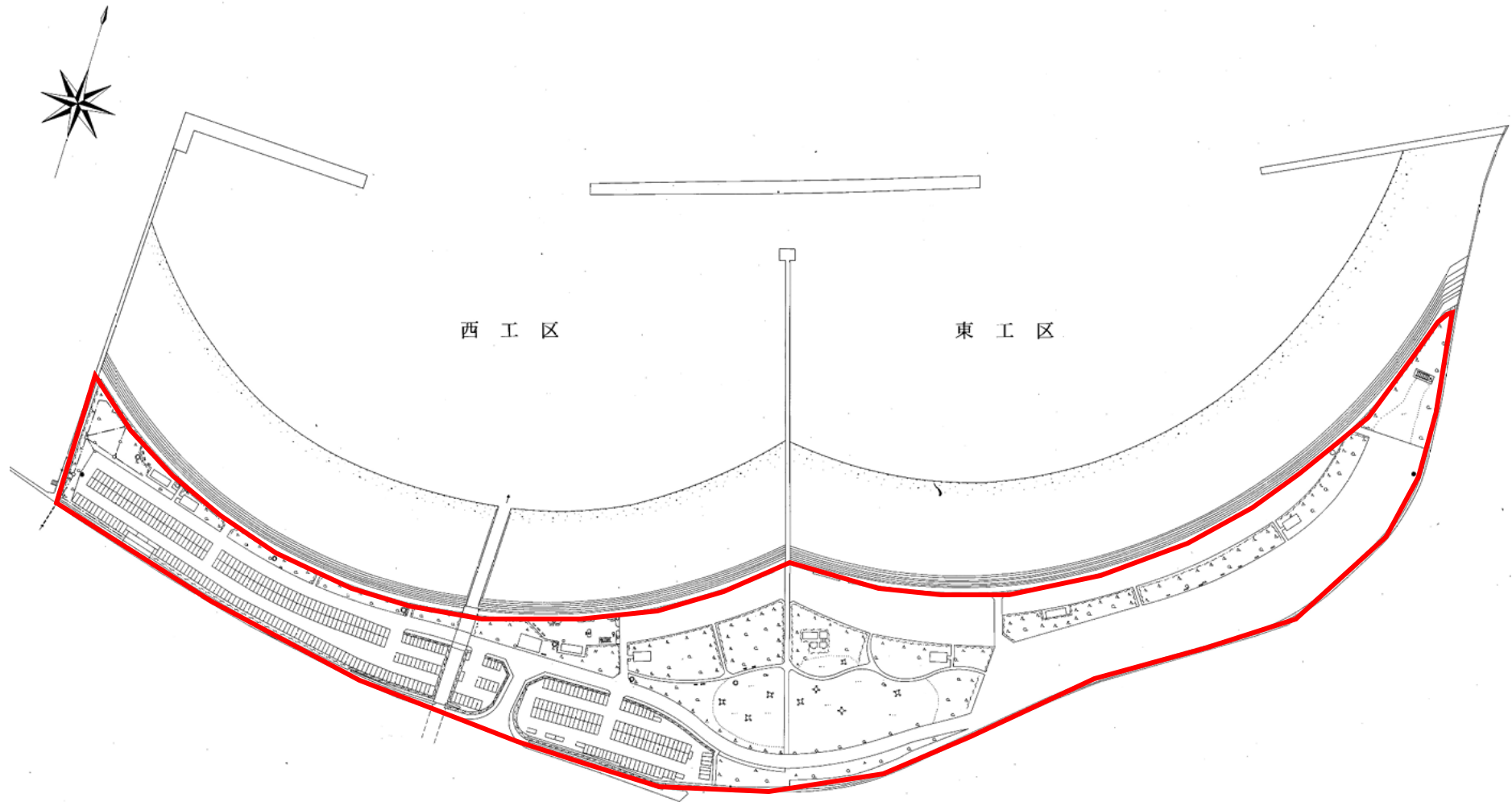
公募対象地５「鯉川シーサイドパーク」

項 目		内 容	備 考
名 称		鯉川シーサイドパーク	
住 所		小浜市鯉川（鯉川シーサイドパーク内）	
所有者・管理者		福井県	
面 積		約 47,000 ㎡（提案を募集する範囲は全景写真に示すとおり）	
地 目		雑種地 他	
現 況		・ 夏には海水浴場として開設しており、トイレ、シャワー、休憩施設などが整備されている。 ・ 敷地内の駐車スペースは約 700 台分あり。 ・ 緑地スペースもある。	
眺 望		・ 目前に若狭湾が広がり見晴らしがよい。	
	夕日	・ 西側に見える青葉山の方向に夕日が沈む。	
抵当権設定		なし	
建築物		渚の交番、監視塔、シャワー室、トイレ、休憩施設 等	
工作物		護岸、突堤 等	
接 道		国道 27 号	
供給設備	上水	隣接する道路に上水道整備済	
	下水	隣接する道路に農業集落排水整備済	
	電気	敷地内に電気が引き込まれている。	
アクセス		ＪＲ小浜線 若狭本郷駅から自動車で 5 分 舞鶴若狭道 小浜西ＩＣから 2 分	
法令による 主な制限		その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境		公募対象地の北側が小浜湾に面しており、台風などによる荒天時や冬場の北寄りの風により発生する潮風を受ける場合がある。	
その他留意事項			

【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「鯉川シーサイドパーク」平面図

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「鯉川シーサイドパーク」全景写真



鯉川シーサイドパークから青葉山を望む景色



(別紙2) 物件調書

公募対象地6「水晶浜の見える丘」

項 目		内 容	備 考
名 称		水晶浜の見える丘	
住 所		美浜町竹波83号2	
所有者・管理者		民有地（当該地の町への売買、賃借について、使用目的を含め、地権者の内諾を得ている。）	
面 積		約 10,000 m ² （提案を募集する範囲は全景写真に示すとおり）	
地 目		山林	
現 況 周辺環境		・水晶浜沿いの県道佐田竹波敦賀線に面する土地であるが、県道に接する部分は斜面になっており、県道と募集対象地に高低差がある。 ・現況では県道から直接進入できる道路がなく、募集対象地と県道をつなぐ道路は地権者が整備した私道である。	
眺 望		・海拔17m程度の高台に山林が広がり、西に向かって開ける地形である。 ・徒歩5分程度の距離にある水晶浜と若狭湾が目の前に大きく広がる。	
	夕日	・樹木を伐採すれば、一年を通して日本海に沈む夕日を見ることができる。	
抵当権設定		なし	
建築物		あり（所有者が取り壊す予定で内諾を得ています。）	
工作物		なし	
接 道		地権者が整備した私道（共用することに承諾を得ています。）	
供給設備	上水	上水道施設なし。町と協議して方針を決定する。	
	下水	下水道施設なし。町と協議して方針を決定する。	
	電気	敷地内に電気が引き込まれている。	
アクセス		J R小浜線 美浜駅から自動車で20分 舞鶴若狭道 若狭美浜ICから12分	
法令による 主な制限		・若狭湾国定公園 第2種特別地域、第3種特別地域 ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境		・眼前に広がる水晶浜は、日本の水浴場88選（平成12年度選定）	
その他留意事項			

【添付資料】 全景写真、眺望写真

「水晶浜の見える丘」全景写真

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。

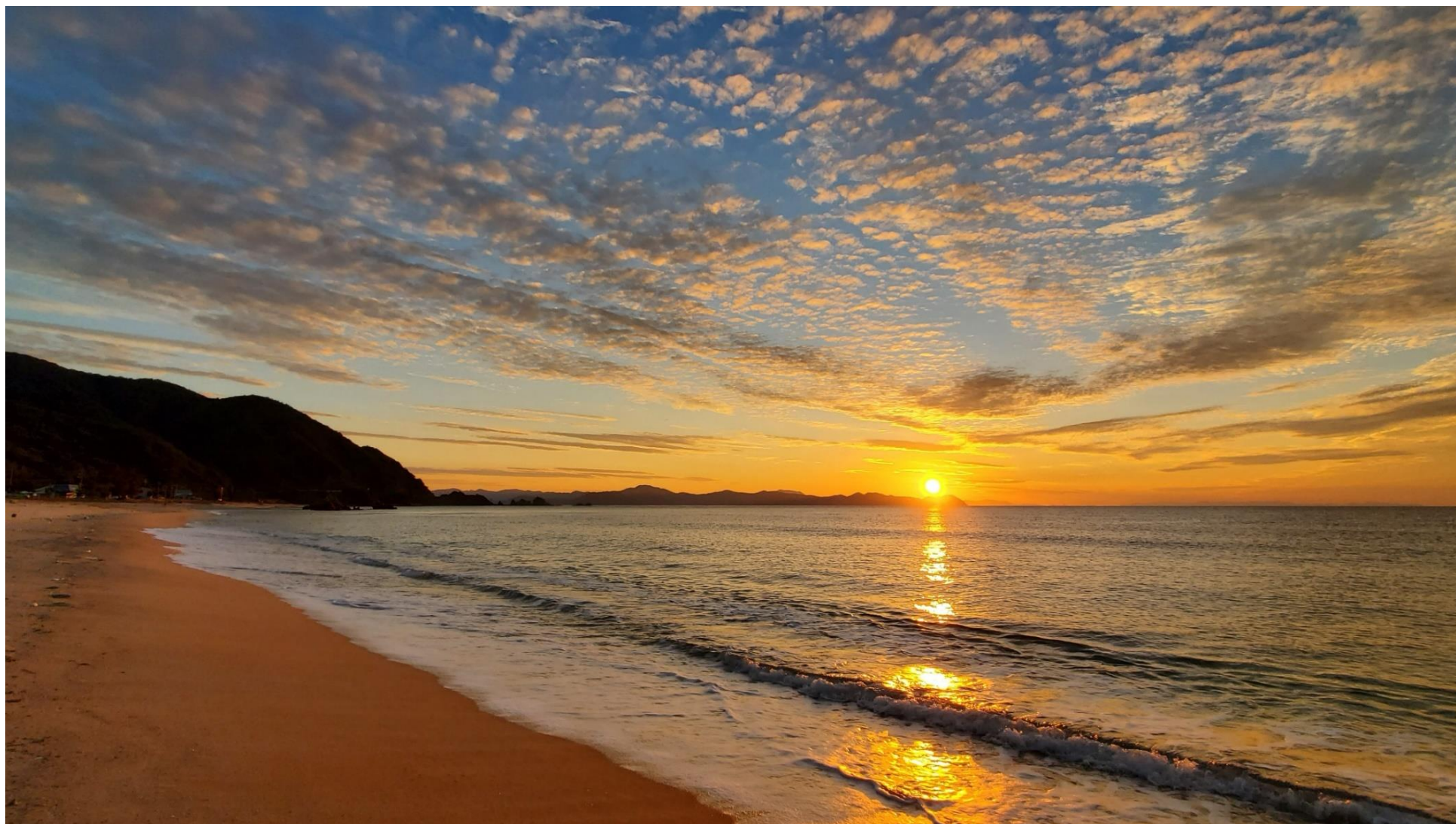


「水晶浜の見える丘」全景写真

公募対象地の位置は赤丸付近



水晶浜から見える夕日



(別紙２) 物件調書

公募対象地７「久々子湖の見える丘」

項 目		内 容	備 考
名 称		久々子湖の見える丘	
住 所		美浜町金山１号１－１、２号３－１他	
所有者・管理者		民有地（当該地の町への売買、賃借について、使用目的を含め、地権者の内諾を得ている。）	
面 積		約 22,000 ㎡（提案を募集する範囲は全景写真に示すとおり）	
地 目		山林	
現 況 周辺環境		・ゴコイチサイクリングコースやレインボーライン、レイクセンター、こるぱなどの観光施設が隣接するロケーション。	
眺 望		・海拔１５m程度であり、西側は眼下に久々子湖（三方五湖）が広がる。	
	夕日	・三方五湖の一つである久々子湖奥の山に太陽が沈み、湖に映る夕日を見ることができる。	
抵当権設定		なし	
建築物		なし	
工作物		なし	
接 道		町道久々子・気山線に面するが町道とは高低差がある。現況では車両が町道から進入できないが町道からの出入用通路を造成することはできる。	
供給設備	上水	敷地内に上水道は敷設されていないが、隣接地に上水が供給されている。	
	下水	敷地内に下水道は敷設されていないが、隣接地に下水が供給されている。	
	電気	敷地内に電気設備は敷設されていないが、隣接地に電気が供給されている。	
アクセス		J R小浜線 美浜駅から自動車で５分 舞鶴若狭道 若狭三方 I Cから５分	
法令による 主な制限		・埋蔵文化財包蔵地 ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境		・国指定 名勝「三方五湖」（昭和 12 年度登録） ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約湿地） 三方五湖（平成 17 年度登録） ・日本農業遺産 認定 三方五湖地域（平成 30 年度認定）	
その他留意事項			

【添付資料】 全景写真、眺望写真

「久々子湖の見える丘」

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「久々子湖の見える丘」全景写真

公募対象地の位置は赤丸付近



「久々子湖の見える丘」付近からの眺望



(別紙2) 物件調書

公募対象地8「城山公園・城山荘」

項 目		内 容	備 考
名 称		城山公園・城山荘	
住 所		高浜町事代4号3-1、6号1-1 他	
所有者・管理者		高浜町	
面 積		約 34,000 m ² (提案を募集する範囲は全景写真に示すとおり)	
地 目		一般山林、原野、宅地、公衆用道路、保安林	
現 況		・城山海水浴場と通称ベビービーチ、さらに山城の名残を残す公園エリアと、青葉山を一望できる宿泊施設エリアで構成 ・現在閉鎖中の宿泊施設「城山荘」の建屋が残っている。 ・県道を経由し漁港を横目に進むその先の日本海に面する場所に城山エリアがお出迎え。近隣に住宅エリアが存在。	
眺 望		・西に向かって青葉山が一望できる ・春から秋にかけて、日本海に沈む夕日を楽しむことができる。	
	夕日	漁港越しの青葉山に落日する	
抵当権設定		なし	
建築物		旧国民宿舎「城山荘」1棟、東屋2棟、展望台	
工作物		遊歩道2か所	
接 道		町道 城山鳥居浜線	
供給設備	上水	城山荘にあり(高浜町) ※天王山・城山にはなし	
	下水	城山荘・城山公園にあり(高浜町) ※天王山・城山にはなし	
	電気	城山荘・城山公園にあり(関西電力) ※天王山・城山にはなし	
アクセス		J R小浜線 若狭高浜駅から自動車で3分 舞鶴若狭道 大飯高浜 I Cから12分	
法令による主な制限		・都市計画区域内 用途地域：白地、近隣商業地 ・若狭湾国定公園 第2種特別地域 ・急傾斜地警戒区域あり ・保安林あり ・埋蔵文化財包蔵地あり ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	旅館、ホテル：H＝13m規制
自然環境			
その他留意事項			

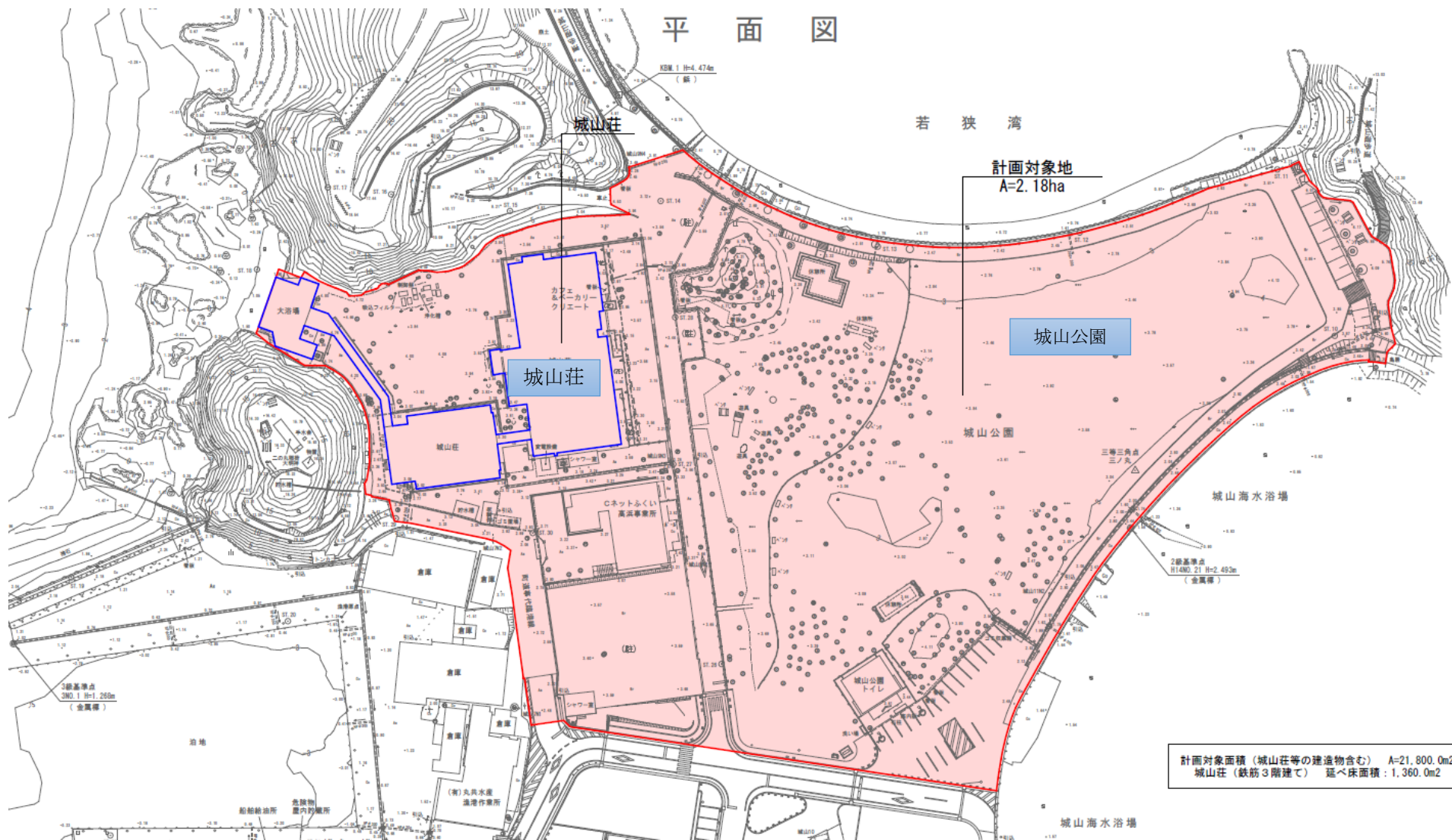
【添付資料】 平面図、全景写真、眺望写真

「城山公園・城山荘」平面図

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とする。(約 34,000 m²)
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとする。



「城山公園・城山荘」 拡大平面図



「城山公園・城山荘」全景写真



城山公園付近から望む青葉山の夕日



(別紙２) 物件調書

公募対象地９「食見海岸緑地帯」

項 目		内 容	備 考
名 称		食見海岸緑地帯	
住 所		若狭町世久見第２１号５、２３号１、２４号４他	
所有者・管理者		福井県	
面 積		約 29,000 ㎡（提案を募集する範囲は全景写真に示すとおり）	
地 目		雑種地 他	
現 況		・眼前の若狭湾から海拔５メートル付近に広がる松林（長さ約５００ｍ、幅約７０ｍ）と国道１６２号を挟んで山側に広がる公園、駐車場 ・国道１６２号の交通量は少なく、四方を海と山に囲まれる静かな緑地帯 ・周辺には、福井県海浜自然センターや小規模な宿泊施設、民宿などがある。	
眺 望		・北西に若狭湾が広がり、左右に伸びる半島の付け根の最も奥まった位置にあり、日本海に向かって伸びる半島と、陸から近い沖にある小島などを望む風景である。	
	夕日	・６月頃には日本海に沈む夕日を楽しむことができる。	
抵当権設定		なし	
建築物		〔緑地帯〕海の家（廃屋）、消防用器具倉庫、清掃器具倉庫 〔公園、駐車場〕公衆トイレ、東屋	
工作物		〔緑地帯〕看板等 〔公園、駐車場〕遊具、木製ベンチ、災害情報放送設備等	
接 道		国道１６２号	
供給設備	上水	簡易水道施設	
	下水	食見地区に下水道は敷設されておらず浄化槽設置が必要	
	電気	緑地帯にある旧海の家に引込あり	
アクセス		ＪＲ小浜線 三方駅から自動車で１５分 舞鶴若狭道 若狭上中ＩＣから１５分 舞鶴若狭道 三方五湖スマートＩＣから１５分	
法令による主な制限		・若狭湾国定公園 第２種特別地域 ・その他、提案する施設の整備、運営に必要な手続きを各種法令に基づき適切に対応してください。	
自然環境			
その他留意事項			

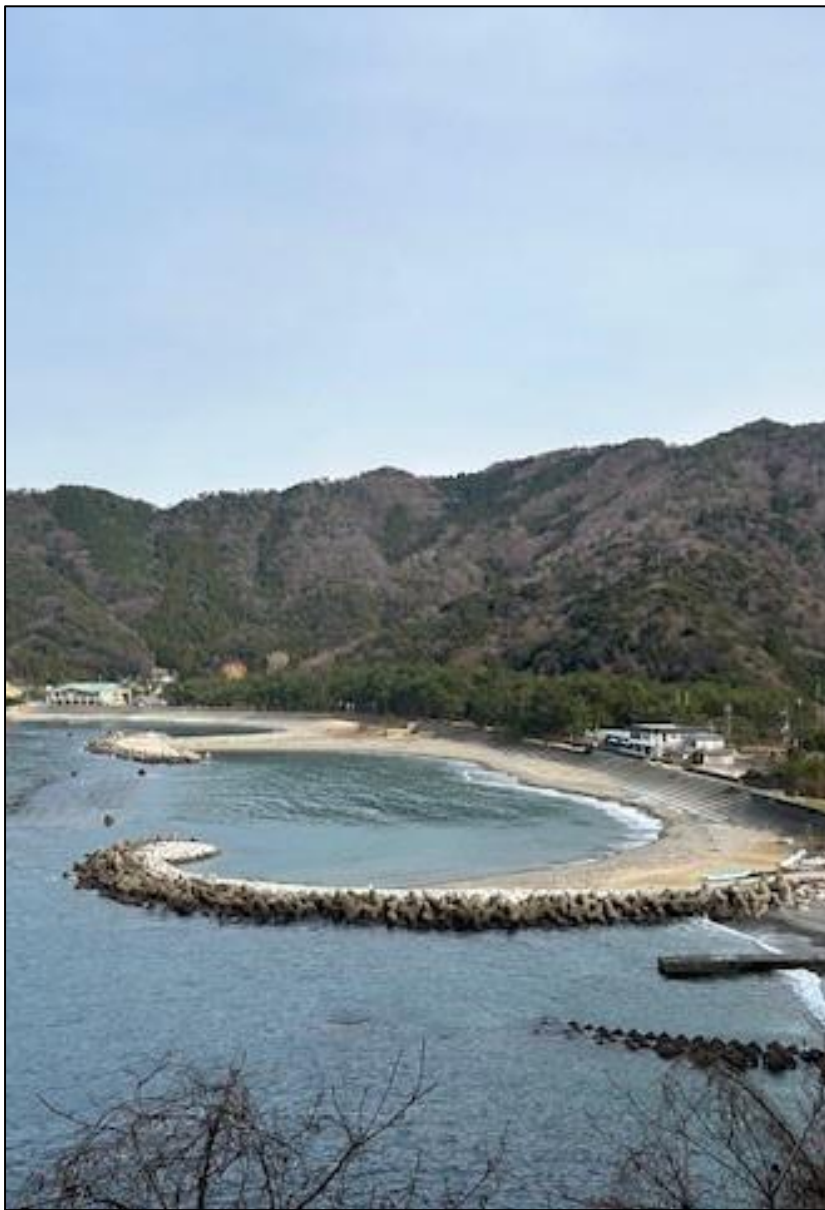
【添付資料】全景写真、眺望写真

「食見海岸緑地帯」全景写真

- ・ 提案を募集する範囲は赤線で囲まれた範囲とします。
- ・ 赤線は土地の境界を正確に示すものではない。優先交渉者と基本協定を締結後、必要に応じて境界の確認を実施するものとします。



食見海岸緑地帯の全景



食見海岸緑地帯付近から見える若狭湾の夕日

